



Public Information



毎月1日発行

〒444-0192 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1
 ☎(0564)62-1111
 FAX(0564)63-5139
 幸田町ホームページ☑<http://www.town.kota.aichi.jp/>
 Eメール☑kota@town.kota.lg.jp

発行☑幸田町 編集☑総務部企画情報課

幸田町勤労者生活資金制度をご利用ください

生活のために必要とする資金を調達することが一時的に困難な勤労者に対し、資金のあっせんを行い生活の安定を図ることを目的とする制度です。

利用できるかた 幸田町に1年以上居住する勤労者で、同一事業所に引き続き1年以上在職する本採用者のかた。ただし、次のかたはご利用いただけません。

- ・税金を滞納されているかた
- ・同一世帯で生活資金の融資を受けているかたがいるかた
- ・生活資金の融資を受けたかたの連帯保証人になっているかた

利用条件

融資金額	5万円単位で最高額50万円 *ただし、資金使途が①～③の場合は、最高額70万円
融資期間	24か月以内 *融資額が50万円を超える場合は、36か月以内
貸付利率	年2.82%
返済方法	原則据え置き1か月、月賦返済
資金使途	①災害又は盗難に対する復旧費 ②本人又は生計を共にする親族の医療費または死亡に係る経費 ③本人が居住する住宅の修繕費 ④本人又は生計を共にする親族の結婚や出産または小学校や中学校入学に要する経費 ⑤そのほか、町長がその必要性を認めた経費
連帯保証人	本人と同職場の雇主または上司及び親族などで、代位弁済のできる者 ただし、親族などの場合は、次の条件を満たしていること ・県内に引き続き1年以上住所を有すること ・一定の職業を有し、独立の生計を営んでいること ・安定し、かつ継続した収入があること ・未成年者でなく、最終返済時の年齢が、満70歳を超えないこと ・すでに生活資金の融資を受けた者の連帯保証人になっていないこと
取扱金融機関	愛知労働金庫岡崎支店 ☎23-5211 *愛知県勤労者互助会への加入を要す
提出書類	融資斡旋申込書、納税証明書(町県民税)、住民票の写し(世帯全員分)、在職者証明書、資金使途を証明する書類など

申込み 産業課商工観光係(内線211)